

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京丹後市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/3/15959.html

執行機関名 京丹後市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京丹後市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第24の項 京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	京丹後市老人医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常せいかつを営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、そのお紺つ保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、必要とする医療が容易に受けられない老人に対し、医療費を支給することにより、老人福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年条例第134号) 京丹後市老人医療費の支給に関する条例施行規則(平成16年規則第88号)
--------------	--	-------------------------------------------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 26 号	京丹後市老人医療費の支給に関する条例施行規則第4条第1項
②事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	京丹後市老人医療費の支給に関する条例第2条に係る事実について <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 26 号 ハ	京丹後市老人医療費の支給に関する条例 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報